

平成24年度明るい選挙啓発 ポスターコンクール審査結果

明るい選挙を推進することを目的に、小・中学生・高校生を対象として行った「明るい選挙啓発ポスターコンクール」には、365点の作品の応募がありました。審査の結果、次のとおり羽村市入選作品が決まりました。また、東京都審査会で1点の作品が優秀賞を受賞しました。

羽村市入選作品は、第43回羽村市産業祭会場に展示したほか、今後の啓発活動に幅広く活用していきます。

■東京都優秀賞・羽村市入選作品



▶ 小山真佑果さんの作品

■東京都優秀賞・羽村市入選者（敬称略）
小山 真佑果（羽村第二中学校2年生）

■羽村市入選者（敬称略）

大平 奈々子（羽村東小学校3年生）	松村 陸（栄小学校5年生）
福島 朋花（羽村東小学校4年生）	桜沢 知里（松林小学校6年生）
庭山 鈴果（羽村東小学校4年生）	森島 亜胡（松林小学校6年生）
盛田 結貴（羽村東小学校6年生）	安田 七樹（松林小学校6年生）
坂本 奈那佳（羽村西小学校4年生）	臼井 若納（武蔵野小学校5年生）
井上 智貴（羽村西小学校4年生）	福田 莉奈（武蔵野小学校5年生）
羽村 文（羽村西小学校4年生）	渡辺 佑里夏（羽村第一中学校2年生）
高澤 美妃（羽村西小学校4年生）	濱中 俊太（羽村第一中学校2年生）
渋谷 魁（富士見小学校5年生）	丸岡 未歩（羽村第一中学校2年生）
岩本 恭汰（富士見小学校5年生）	土方 優果（羽村第一中学校2年生）
田中 絢子（富士見小学校5年生）	斎藤 直人（羽村第一中学校2年生）
田中 秀明（富士見小学校6年生）	吉川 朋香（羽村第一中学校2年生）
坂口 かぐや（富士見小学校6年生）	越智 ひかり（羽村第一中学校2年生）
柴田 祐希（栄小学校5年生）	中根 真由（羽村第一中学校2年生）
南岡 慎也（栄小学校5年生）	柿崎 拓真（羽村第一中学校2年生）

■感謝状贈呈校（協力校）

富士見小学校

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎ 682

◆ スイミングセンター教室案内 ◆

問合せ スイミングセンター ☎ 579-3210

教室名	対 象	日 時	定 員 (先着順)	参加費
かんたんスイム＆健康ウォーキング	20歳以上の方	平成25年1月8日(火)～2月26日(火) の毎週火曜日(全8回) 午後1時～1時50分	20人	3,500円
幼児水泳教室(水曜日)	4～6歳の方(未就学児)	平成25年1月9日(水)～2月27日(水) の毎週水曜日(全8回) 午後3時～3時50分	20人	5,000円
幼児水泳教室(木曜日)	3～6歳の方(未就学児)	平成25年1月10日(木)～2月28日(木) の毎週木曜日(全8回) 午後3時～3時50分	20人	5,000円
幼児水泳教室(金曜日)	4～6歳の方(未就学児)	平成25年1月4日(金)～2月22日(金) の毎週金曜日(全8回) 午後4時～4時50分	各20人	5,000円
小学生水泳教室(水曜日)	小学生(中級は16歳以上の保護者の送迎が必要)	平成25年1月9日(水)～2月27日(水) の毎週水曜日(全8回) 初級…午後4時～4時50分 中級…午後5時～5時50分	各40人	4,500円
小学生水泳教室(金曜日)	小学生(16歳以上の保護者の送迎が必要)	平成25年1月4日(金)～2月22日(金) の毎週金曜日(全8回) 初級…午後5時～5時50分 中・上級…午後6時～6時50分	初級…40人 中・上級…各20人	4,500円
小学生水泳教室(土曜日)	小学生	平成25年1月5日(土)～2月23日(土) の毎週土曜日(全8回) A…午前11時～午後0時50分 B…午後2時～3時50分	各100人	6,500円
小学生水泳教室(日曜日)	小学生	平成25年1月6日(日)～2月24日(日) の毎週日曜日(全8回) 初・中級…午前11時～午後0時50分	各20人	6,500円
大人水泳教室	中学生以上(中学生は16歳以上の保護者の送迎が必要)	平成25年1月6日(日)～2月24日(日) の毎週日曜日(全8回) 午後7時～8時50分	40人	6,500円

各教室の申込み いずれも、12月2日(日)午前9時～16日(日)午後10時に、スイミングセンターまたはスポーツセンターにある申込用紙に必要事項を記入し、直接スイミングセンターへ

※参加費には「全8回分の入場料・保険料」が含まれています。

※クラス内容など詳しくは、スイミングセンターホームページをご覧ください。

成年後見制度を ご存知ですか

問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター
係内197／障害福祉課障害者支援係内185／健康
課健康推進係内624

○契約やお金の管理が難しくなってきた：

○悪徳商法などの被害が心配：

○今後について備えておきたい：

そんなときに、「成年後見制度」の利用を考えてみてはいかがでしょうか。

成年後見制度とは、認知症や知的障害などにより判断能力が十分ではない方の、財産管理や身上監護（日常生活でのさまざまな契約などを支援していく制度です。法定後見制度と任意後見制度という2つの制度があります。

◆法定後見制度（判断能力の不十分な方）

法定後見制度には、利用する方の判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型があります。
法定後見制度の標準的な審理の流れ

本人の住所を管轄する家庭裁判所に申立てを行います。申立てに必要な書類については、申立てをする家庭裁判所（羽村市の場合は東京家庭裁判所立川支部）に確認してください。

①申立ての準備 戸籍謄本や医師の診断書など、申立てに必要な書類を集め、申立書類を作成、申立て日を予約

②申立ての当日 申立書類の審査、面接

③審理 調査官の調査、親族への照会、鑑定など

④審判 後見などを開始、後見人等を誰にするかを

裁判官が判断

⑤審判確定 成年後見人等の仕事が始まる

■申立てについての問合せ 東京家庭裁判所立川支部後見開始係 ☎042-845-10324・0325

■法定後見制度（判断能力の不十分な方）

名 称	後 見	保 佐	補 助
対象となる方（本人）	ほとんど判断ができない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる人（申立人）	本人、配偶者、親や子や孫など直系の親族、おじ、おば、甥、姪、いとこ、配偶者の親・子・兄弟姉妹など	子や孫など直系の親族、いとこ、配偶者の親・子・兄弟姉妹など	親族、兄弟姉妹、配偶者の親・子・兄弟姉妹など
申立についての本人の同意	不 要	不 要	必 要
医師による鑑定	原則として必要	原則として必要	原則として不要
成年後見人等が同意または取り消すことができる行為	日常の買い物などの生活に関する行為以外	重要な財産関係の権利失ったりする行為など	申立ての範囲内（本人の同意が必要）
成年後見人等に与えられる代理権	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為（本人の同意が必要）	申立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為（本人の同意が必要）

成年後見人等にはどのような人が選ばれるのでしょうか？

配偶者や親族・知人以外でも、法律や福祉の専門家、または法人など、本人にとってもっとも適任と思われる方を家庭裁判所が選任します。

成年後見人等の主な職務は？

成年後見人、保佐人および補助人は、本人の意思を

尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら職務を行います。成年後見人は、本人の財産の全般的な管理権とともに代理権を有します。保佐人、補助人は職務の範囲で、本人に対し適切に同意を与えたり、取消権や代理権を行使したりします。

◆任意後見制度（判断能力のある方）

任意後見制度は、判断能力が不十分になった場合に備えて、契約により任意の後見人を決めておく制度です。本人があらかじめ公正証書で結んでおいた任意後見契約に従い、本人の判断能力が不十分になったときに任意後見人が本人を援助します。

家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。詳しい内容や手続方法などについては、公正役場（立川公正役場など）で確認してください。

■公正証書についての問合せ 立川公正役場 ☎042-524-1279

地域包括支援センターでは、「まちづくり出前講座」で「成年後見制度をご存じですか」で、制度の基礎的なことを話します。

※詳しくは、問い合わせてください。

社会福祉協議会で毎月第4水曜日に行っている弁護士による「ふくし（権利擁護等）法律相談」では、成年後見制度の活用・財産管理・権利侵害・福祉サービス利用の際の苦情などの相談に無料で応じています。ぜひ、活用してください。

※事前の予約が必要です。詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 社会福祉協議会 ☎554-10304